

令和8年 8 月 27 日提出

有資格業者の指名停止を行いました

標記について、次のとおりお知らせします。

日 時	令和8年 8 月 28 日(金) ～ 令和8年 9 月 27 日(日)											
場 所	－											
内 容	諫早市は有資格業者を下記のとおり指名停止としました。 記 <table><tr><td>指名停止業者</td><td colspan="2">【登録部門:建設工事】 株式会社竹中土木 取締役社長 竹中 祥悟 東京都江東区新砂一丁目1番1号</td></tr><tr><td>指名停止期間</td><td colspan="2">1か月</td></tr><tr><td>指名停止の理由</td><td colspan="2"> (株)竹中土木が受注した「近畿自動車道 久宝寺高架橋他7橋耐震補強工事」において、令和7年8月5日に発生した労働災害に関し、同社社員が所轄の労働基準監督署に事実と異なる説明を行ったとして、令和8年6月10日付で羽曳野簡易裁判所から、労働安全衛生法違反により略式命令を受けたことによる措置。 諫早市入札参加資格者指名停止措置要領 第2「別表第2第9号(不正又は不誠実な行為)」該当 </td></tr></table>			指名停止業者	【登録部門:建設工事】 株式会社竹中土木 取締役社長 竹中 祥悟 東京都江東区新砂一丁目1番1号		指名停止期間	1か月		指名停止の理由	(株)竹中土木が受注した「近畿自動車道 久宝寺高架橋他7橋耐震補強工事」において、令和7年8月5日に発生した労働災害に関し、同社社員が所轄の労働基準監督署に事実と異なる説明を行ったとして、令和8年6月10日付で羽曳野簡易裁判所から、労働安全衛生法違反により略式命令を受けたことによる措置。 諫早市入札参加資格者指名停止措置要領 第2「別表第2第9号(不正又は不誠実な行為)」該当	
指名停止業者	【登録部門:建設工事】 株式会社竹中土木 取締役社長 竹中 祥悟 東京都江東区新砂一丁目1番1号											
指名停止期間	1か月											
指名停止の理由	(株)竹中土木が受注した「近畿自動車道 久宝寺高架橋他7橋耐震補強工事」において、令和7年8月5日に発生した労働災害に関し、同社社員が所轄の労働基準監督署に事実と異なる説明を行ったとして、令和8年6月10日付で羽曳野簡易裁判所から、労働安全衛生法違反により略式命令を受けたことによる措置。 諫早市入札参加資格者指名停止措置要領 第2「別表第2第9号(不正又は不誠実な行為)」該当											
イベントの場合	①開催の PR 希望 / ②当日の取材希望 / ①②両方希望											
問い合わせ先	諫早市 企画財務部 契約課 担当:本田、松山 電話番号:0957-22-1500(内線3682) E-mail: keiyaku@city.isahaya.nagasaki.jp											
担当課	同上											
備 考 (記事解禁日等)												